

少年健全育成総合対策の推進について（一般甲）

（令和４年１２月２６日
兵警少一般甲第１２０号）

少年の非行防止及び保護対策を図るための少年健全育成総合対策（以下「総合対策」という。）については、対号に基づき推進しているところであるが、引き続き下記のとおり推進することとしたので、各所属長は、所属職員に周知徹底の上、積極的かつ効果的な取組に努められたい。

記

1 目的

少年の規範意識の向上を図るための非行防止教育、情報モラル教育、立ち直り支援活動等各種施策のほか、非行少年等の検挙及び補導活動、児童虐待等への迅速的確な対応、福祉犯の取締り等を組織的かつ効果的に推進することにより、少年の非行防止及び保護対策を徹底し、もって少年の健全な育成に資することを目的とする。

2 推進期間

令和５年１月１日からの２年間とする。

3 推進事項

(1) 少年の規範意識の向上

- ア 低年齢少年に重点を置いた非行防止教育及び情報モラル教育の推進
- イ 非行少年等に対する効果的な立ち直り支援活動の推進
- ウ 少年を見守る社会気運の醸成
- エ 少年に大麻等を乱用させないための薬物乱用防止に係る取組の推進
- オ 少年による飲酒及び喫煙の防止対策の推進
- カ 少年を特殊詐欺等に加担させないための取組の推進
- キ 少年が性犯罪・性暴力の加害者にならないための取組の推進

(2) 検挙活動等を通じた少年非行の抑止

- ア 検挙及び補導活動の強化
- イ 早期送致及び早期通告の徹底
- ウ 集団的不良交友関係の実態把握及び解消の推進
- エ 街頭補導活動の強化による不良行為少年等の早期発見及び早期措置

(3) 児童虐待及びいじめ事案に対する迅速かつ的確な対応

- ア 児童相談所等関係機関との連携による事案の確実な把握
- イ 被害児童の安全確認及び安全確保を最優先とした児童虐待への対応
- ウ 学校との連携によるいじめ事案の早期把握及び的確な対応
- エ 被害の深刻化の防止に向けた迅速かつ的確な捜査又は調査活動の推進

(4) 子供の性被害防止対策の推進

- ア 児童ポルノ事犯、低年齢児童を性的好奇心の対象とする事犯等悪質性の高い福祉犯の取締りの強化及び被害児童の保護の推進

イ ソーシャル・ネットワーキング・サービスの利用等に起因する子供の犯罪被害を防止するための広報啓発活動の推進

ウ 関係機関・団体等と連携した少年を取り巻く有害環境の浄化活動の推進

エ フィルタリングの普及啓発等インターネットの安全利用に向けた取組の推進

4 推進上の留意事項

(1) 組織的かつ効果的な施策の推進

少年は次代を担う存在であることから、少年の非行防止及び保護対策が将来の社会全体のすう勢に関わる重要な位置付けにあることを所属職員に認識させ、各部門との連携を密にした組織的かつ効果的な施策の推進に努めること。

(2) 関係機関・団体等との情報の共有化

地域における非行少年等の実態を掌握するため、教育委員会、学校、児童相談所等関係機関との相互の連携体制を整備するとともに、地域の自治会、防犯協会等関係団体及び少年警察ボランティアと積極的な情報交換を行うなど、情報の共有化を図ること。

(3) 地域住民の要望に応えた施策の推進

地域における少年の非行情勢等の分析及び検証を行い、真に地域住民が解決を求めている少年問題に対して優先的に対策を講ずるなど、地域住民の体感治安の回復に向けた活動を推進すること。

(4) 積極的な広報啓発活動

地域における少年の非行情勢等及び総合対策における具体的な取組について、各種広報媒体を活用した広報活動等を積極的に行い、地域住民の理解と協力の確保に努めること。